

令和6年 春季号

仙台市

農業委員会だより

The Newsletter of the Agricultural Committee

編集・発行／仙台市農業委員会

発行日／令和6年5月1日

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022(214)4308(直通)

FAX 022(215)5803



仙台市農業委員会

検索

または



で検索



認定農業者との意見交換会を開催しました

地域農業の担い手の意見を今後の農政に反映させ、本市農業の課題解決や改善に役立てるため、令和6年1月19日（金）に仙台市認定農業者連絡会役員7名と農業委員との意見交換会を開催しました。

初めに農業委員から、①農業委員と農地利用最適化推進委員の役割、②農業者年金、③農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集の情報提供を行い、その後参加者で意見交換を行いました。

参加者からは、「相続登記の申請が義務化されることで関心が高まっているが、相続したくない農地が増えている」「農業委員会へ相談され、遊休農地となる前に貸し借りに結び付けている事例が結構出てきた。また、農業委員会の働きかけにより地権者が草刈りをするようになってきた」等の意見が出され、参加者間で農業を取り巻く状況の理解を深めました。

今後も広く農業者の皆様と意見交換等を行い、寄せられた意見を農業の健全な発展につなげるよう、農業委員会の役割をしっかりと果たしてまいります。

令和6年度仙台市農業委員会業務計画

I 業務方針

我が国の農業・農村は、農業者の高齢化・担い手不足、遊休農地の発生や鳥獣被害の拡大など、依然として厳しい状況が続いている。また、国際情勢に伴う農業用資材、飼料、燃油等の価格高騰等は、農業経営に大きな影響を及ぼし、農業所得が減少するなど大きな打撃を受けている。

加えて、近年、異常気象に伴う豪雨や暖冬等の大規模自然災害が頻発し、農業生産活動に大きな影響を与えており、農業者自らも自然災害や気候変動に備えていく必要がある。

現在、政府・国会では、世界的な食料情勢の変化等に伴い、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた議論を本格化させ、食料安全保障の強化に向けて取り組んでいる。

このような中、今まで以上に本市農業の健全な発展に寄与するためには、農業委員と農地利用最適化推進委員が両輪となり、農地利用の最適化を確実に推進することがますます重要となっている。その役割と責任を十分に果たすよう、農地法の許可審査をはじめ、農業者と連携を図りながら、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を基に、実効性のある地域活動を推進するものである。

具体的には、第一に「担い手への農地利用の集積・集約化」、第二に「遊休農地の発生防止・解消」、第三に「新規参入の促進」の3つの目標を同指針に掲げ、宮城県農地中間管理機構や

J A仙台と連携して、担い手となる認定農業者や生産組織等を育成し、農地の利用集積・集約化を進めるとともに、農地パトロールによる遊休農地の調査と指導・違反転用農地の是正指導、更には農外からの新規就農の促進などを行い、地域農業の持続的な発展に資するよう取り組んでいく。

また、農業者が農業所得の安定・向上に取り組めるよう支援するとともに、令和5年度に法定化された「地域計画」の令和6年度内の策定に向けて、目標地図の素案の作成や地域の協議の場に参画するなど、積極的な役割を果たしながら将来の農地利用の姿を明確化する。

本農業委員会では、令和6年度業務計画の着実な取り組みとその成果を上げるため、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一致団結し、盤石な体制で業務を遂行していく。

II 活動計画（抜粋）

1. 農地行政活動

- ・農地法及びその他の法令によりその権限に属する事項の審議
- ・農地移動適正化あっせん事業
- ・「地域計画」の策定推進
- ・農地の違反転用防止対策

2. 農業振興活動

- ・地域振興活動の推進
- ・農業者年金の加入促進



「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」への回答をいただきました

本委員会が昨年8月に提案した施策の改善に関する意見に対し、郡和子仙台市長から2月7日（水）に回答をいただき、農林部から説明を受けました。

その後、出席した農業委員・農地利用最適化推委員と、



▲佐々木会長（左）と佐々木農林部長（右）

農林部担当者との間で本市農政のあるべき姿等について意見交換を行いました。

今後もこのような機会を捉え、地域農業の発展と、農地利用最適化の推進に向けて活動していきます。

「人・農地プラン」から「地域計画」へ

仙台市では「地域計画」を令和7年3月末までに策定します。

「地域計画」とは従来の「人・農地プラン」に代わるもので、地域農業の将来の在り方を定めることに加え、地域の農地を誰が利用するのかを定めた目標地図を作成し、将来の地域の姿を明確にします。各地域で話し合いを行っていますので、お申込みの上ご参加ください。

詳しくは仙台市のホームページをご覧ください。

問い合わせ先

〔事務課農地係〕

電話 214-4340



売渡 あっせん 希望農地 一覧

農業振興地域の農用地区域内において、農地の経営規模の拡大、集団化等農地保有の合理化を図るため、「農地の移動適正化あっせん事業」を行っています。あっせん事業による農地の買受申出ができる方は、「認定農業者・認定新規就農者」または「仙台市内の農地を 130 アール以上耕作している方」です。

令和6年4月1日現在

区	所在地		地目	面積 (㎡)	希望価格 (万円/10a)	区	所在地		地目	面積 (㎡)	希望価格 (万円/10a)	区	所在地		地目	面積 (㎡)	希望価格 (万円/10a)		
	大字	小字					大字	小字					大字	小字					
青葉	大倉	西田	田	866	100	宮城野	岡田	堀切南	田	2,366	150	若林	荒浜	石場前	田	3,456	800		
		上愛子	岩元前	田	2,050			100	小田切	田畑	613			50	荒浜	五枚下り	田	2,473	250
		麓道上	田	23	100			中通	田	3,059	300			今泉	南長沼	田	3,251	230	
	岩切	昭和西	田	2,061	400				田	3,043	70			今泉	久保田東	田	1,030	300	
		昭和南	田	1,695	400				田	1,183	85				沖野	鹿子穴	田	1,990	300
		大正	田	2,062	400				田	1,793	190			沖野		北門	田	3,059	150
		高江	畑	505	300			田	3,117	200	種次				鏡東	田	2,070	150	
		中土手	田	1,100	400			田	2,767	200				種次	三本塚	田	8,213	100	
		岡田中	田	3,050	350			元切	田	1,951	200				種次	下飯田	田	3,900	200
	岡田東	田	1,525	300	細川			田	1,198	70	種次			屋敷北		田	411	100	
岡田中	田	2,664	300	新境	田	1,441	250	種次	中斎	畑		2,030	200						
岡田東	田	2,691	200	大谷	田	1,505	150		種次	南番古	田	261	100						
岡田前	田	4,583	150	金堀	田	712	150	種次		畑田	畑	261	100						
岡田前	田	2,631	200	揚場	田	3,701	500		種次	一本松	畑	3,335	80						
岡田南	田	3,441	350	梅ノ木	田	1,050	240	種次		沼田	田	980	200						
岡田南	田	3,712	350	神屋敷西	田	3,679	250		田		1,736	300							
新浜浦通西	畑	4,767	250	川田	田	1,334	150	田	2,060		200								
新浜中通	畑	694	290	川戸東	田	4,476	250	田	6,200		80								
新浜西通	畑	545	150	切新田	田	2,863	150	田	900	80									
新浜東通	田	1,421	200	境東	田	2,227	750	田	4,650	300									
新浜東通	田	1,853	160	瀬戸川北	田	459	120	太白	四部丸	田	1,997	150							
新浜東通	田	1,713	150	藤田	田	3,695	150		太白	柳生	田	8,366	130						
新浜東通	田	171	300	藤田西	田	6,152	130	太白		秋保町馬場	畑	1,100	30						
新浜東通	田	2,604	200	四ツ谷南	田	1,399	240		太白	上原	田	1,359	150						
新浜東通	田	2,837	280	四ツ谷南	田	1,747	120	太白		堤下	田	2,746	150						
新浜東通	田	2,146	150	四ツ谷南	田	800	120		太白	上谷刈	田	3,804	500						
新浜東通	田	1,624	200	荒浜	田	1,440	300	太白		福岡	田	5,924	300						
新浜東通	田	2,971	150	荒浜	田	1,440	300		太白	泉	田	4,513	80						
堀切南	田	4,069	180	荒浜	田	1,440	300	太白		柏坊前	田	4,935	250						
									太白	陣ヶ前	田	2,996	90						

売渡あっせん希望農地(上表)について買受希望がありましたらお問い合わせください。ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先
〔事務課農地係〕 電話 214-4340
農地移動適正化あっせん事業 仙台市
検索

相続登記の申請が義務化されました!!

不動産登記法が改正され、令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されました。

農地においては、相続登記がされない場合、所有者への連絡ができない所有者不明農地となり、担い手への集積・集約が進まないなど、農地の利用最適化が妨げられることとなりますので、早めに法務局への手続きをお願いします。

※相続登記の一連の手続きは司法書士などの専門家に依頼することも可能です。
 ※令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記されていないものは義務化の対象になります。

農地を相続したら農業委員会への届出を!!

農地を相続等により権利取得した方は、所有権移転登記後、農業委員会へ相続した旨の届出が必要です。

詳しくは農業委員会のホームページをご覧ください。

問い合わせ先
〔事務課農地係〕 電話 214-4340



農業者年金を受給している皆様へ

～現況届を提出してください～

(独)農業者年金基金から5月下旬に「現況届」の用紙が郵送されます。

6月28日(金)までに、最寄りのJA仙台各支店か農業委員会に、持参または郵送で提出をお願いします。



問い合わせ先

〔事務課振興係〕
 電話
 214-4353

農地法第3条の許可実績

令和5年11月から令和6年2月までの農地法第3条(売買・賃借等)の許可実績は、次のとおりです。

区	月	11月		12月		1月		2月		計	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
青葉		0	0	1	8,521	1	20,696	5	13,718	7	42,935
宮城野		5	10,809	2	1,246	0	0	1	3,050	8	15,105
若林		6	8,911	2	8,381	0	0	2	12,250	10	29,542
太白		3	10,610	1	824	3	1,546	3	4,755	10	17,735
泉		1	3,169	2	33,994	2	2,967	2	8,647	7	48,777
計		15	33,499	8	52,966	6	25,209	13	42,420	42	154,094

あなたの出番です

宮城野区岩切にお住まいの

かとうのぼる

加藤 隆 さん

にお話を伺いました。

Q 就農のきっかけは？

A 代々、家業として農家をしているの、跡を継ぎたいと思いました。就職する際には、農家と兼業できる職種を選択しました。

Q 農家の大変だった点は？

A 会社に勤めながらの農作業は大変でしたが、勤め先や関係各所の理解を得られ、励まされました。おかげで自

分の気持ちを鼓舞して続けられたと思います。

Q 農業の魅力とは？

A 努力の分だけ良いものができる。良いものを届けることで、消費者の方に笑顔になっていただく。それが最大の魅力かな？と感じています。

Q 仕事以外の楽しみは？

A 飛行機を見るのが好きです。年に2~3回、2泊3日くらいの日程でドライブしながら、軍用機や旅客機の展示場を見学しています。

Q 今後の目標は？

A 少子高齢化に伴い、担い手が少ない現状ですが「岩切地区の農産物を次の世代にどうしても受け継いでいきたい」との思いで取り組



んでいます。昔の習慣や無駄と思われる作業を再検討し、地域で生産される農産物の維持・発展のため、次世代の若い力や発想を柔軟に取り入れ、未来に繋げたいと考えています。

(聞き手：編集委員 関場 淳)

区域活動報告

太白区 秋保区域

秋保地区は、仙台市の西部に位置し、区域のほとんどが中山間地域で、地域農家の一番の課題となっているのが鳥獣被害です。中でもイノシシの被害が



甚大で、被害防止策として秋保温泉地区を除いた全地区で、山際に獣の侵入防止のワイヤーメッシュ柵を設置しており、さらに作物のほ場には電気柵を設置する対策も講じながら営農しています。

境野地区獣害対策協議会が平成26年度に設置したワイヤーメッシュ柵が一部破損し、イノシシの侵入が懸念されていましたが、今年度、単管パイプや支柱鉄筋等の補強資材について国から支援が受けられることとなり、昨年12月16日に境野地区の人たちが5班に分かれて、破損した箇所へ補強作業を行いました。

今後とも、同協議会では年2~3回の保守点検を実施し、鳥獣対策を行っていく予定です。

(編集委員 柴田 市郎)

農業委員会事務局

青葉区二日町6-12
MSビル二日町6F
電話：214-4308



編集後記

今年から法定化された「地域計画目標地図」の作成が始まり、将来の地域農業の在り方を明確にします。皆様のご理解とご協力が必須ですのでよろしくお願い致します。

現編集委員で発行する最後の農業委員会だよりとなります。令和5年度、県の農業委員会だよりコンクールで、優秀賞を受賞することができました。3年間ありがとうございました。

(編集委員長 松原 菊男)



お知らせ

◆お車で来庁される方へ◆ 本庁舎の建替工事にともない、本庁舎の駐車場が利用できません。勾当台公園地下駐車場又は二日町駐車場をご利用ください。農業委員会では来庁確認の手続きを行うことにより、駐車料金が原則90分まで無料となりますので、**駐車券を必ずお持ちください。**